

Title	商業証券の意義
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.3 (1918. 3) ,p.371(63)- 376(68)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180300-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

より文化十年度御用金上納者中五百兩以下の分二百軒餘、此の銀高約三千百貫目を償還し、市民始めて數年間の愁眉を開くを得たりき。

要するに幕府は空米切手の弊害を知り、之を排斥せんが爲に種々の手段を採りしも、文化の末年に至るまで遂に一たびも成功せざりしといふべく、其の後は別に何等の手段を講ずることも無くして明治維新となれり。されば空米切手の依然として存せしことは、明治四年四月四日諸藩に米切手の廢止を命せる太政官達を以て知るべし。曰く「從來諸藩ニ於テ歲入ノ米穀賣却ノ節、藏米切手ト唱ヘ、米券ヲ製シ、賣買候向モ有レ之趣、然ル處會計窮迫ノ餘、一時ノ取計ヲ以、蓄積ノ米穀高ニ適實セズ、空米切手ヲ製出シ、終ニ融通否塞ノ基トモ相成候義、不レ少哉ニ相聞、以ノ外ノ事ニ候、向後右等ノ所爲決シテ不ニ相成候條、屹度可ニ相心得候事」と。

雜 録

商業證券の意義

西本辰之助

商法二百六十三條第四號は手形其他の商業證券に關する行爲を以て絶對的商行爲となす然るに商法は商業證券の意義を定めざるが故商業證券とは如何なる證券を云ふか又商業證券に關する行爲とは如何なる行爲を云ふかに付きて疑を生ず我國の學者は商業證券とは其性質上商取引の目的たるに適する有價證券を云ふとか或は有價證券中商業上商品として取引せらるゝことを常とするものを指稱すとか説明するを常とす (竹田博士商法總論一二六頁松本博士商行爲法

二七頁松波博士商行爲法一二〇頁) 而して其論據は主として商業證券なる語は獨逸の Handels-Papier に該當し獨逸學者は此語を前掲の意義に使用する點にあるものゝ如し然れども吾人は此説に對し大に疑なきを得ず左に其理由を開陳すべし。

第一、商業證券なる文字は之を獨逸語に直譯すれば Handelspapier に該當すべきことは固より疑を容れずと雖も此文字を用ゐて説明すべき獨商法の規定は商業證券なる文字を用ゐたる我商法の規定と全然其場合を異にせることに注意せざる可らず獨逸舊商法二七一條一號は「讓渡の目的を以てする商品又は他の動産、國債券、株券又は他の商取引の目的たるべき有價證券の買入又は其他の取得」を以て商行爲と爲す旨を規定したり獨逸學者の所謂 Handelspapier は右の法文中にある商取引の目的たるべき有價證券 (für den Handelsverkehr bestimmten Wertpapieren)

を指稱するものなり然るに右の法文は我商法二六三條四號に相當するものにあらずして同條一號の營利買入の場合に相當するものなり故に獨逸學者の Handelspapier に關する説明は之を我商法二六三條一號の有價證券の説明に借用するは可ならんも之を獨逸新舊商法共に全然相當規定を有せざる同條四號の説明とするは當らず獨逸現行商法一條は『動産(商品)又は有價證券の取得及び讓渡』を營業とすれば商行爲たるべき旨を規定し單に『有價證券』とあるに係はらず學者之を解して商取引の目的たるべき有價證券を云ふものとなせり即ち獨逸商法時代に於ける Handelspapier と同一意義を有するものと爲せり (Staub. § 1. Ann. 39) 而して是等獨逸に於ける説明は我商法二六三條一號に相當すべき獨逸新舊商法の規定に對して爲されたるものなり然るに之を以て我商法同條四號の説明に準用するは即ち同條一號の『有價證券』と四號の商業證

券とを同一視したるものと云ふも過言にあらず蓋し一號の有價證券を以て必ずしも商取引の目的たるべき有價證券と解するを要せずと雖も商法の主たる適用は、此場合に在ること疑を容れざればなり若し、夫れ二六三條四號が重要な有價證券の殆んど全部を網羅すべき獨逸の Handelspapier を目的とするものとせば『手形其他の有價證券に關する行爲』と規定するも不可なきに非ずや何を苦んでか特に曖昧なる商業證券なる文字を用ふるを要せんや且つ商法は獨逸の Handelspapier に相當すべき商業證券なる文字を用ゐたりと雖も前述の如く我國の商法二六三條四號に相當すべき規定は獨逸新舊商法共に之を有せず即ち該規定に關しては獨逸商法は我商法の母法たる資格を有せず獨逸學者の説も亦該規定の解釋に關して何等の參考となるべき性質を有せざるなり然るに我國の學者或は獨逸學者の説明を借りて商業證券の意義を説明せんとする

は兩者の文字が偶然一致せるに係はらず其指示する事項が全然異なるものなる事を觀過したるの論なり之を要するに獨逸學者の Handelspapier に關する説明は我商法二六三條一號の有價證券の説明に相當すべきものにして同條四號の商業證券の説明となすは當らず。

第二、外國の立法例を參照するに商法二六三條四號に相等すべき規定を有するものと然らざるものとあり獨逸の如きは之を有せず相當規定を有する商法にありても我國の學者が説明するが如き廣汎なる意義を有する規定を設けたるもの少なし最も狭く規定したるものは佛國商法六三二條七號及び伊國商法三條一二號にして此二國の商法は何れも手形に關する行爲を以て商行爲となし我商法の商業證券に相當すべき文字を見ず羅馬尼商法三條一三號は『手形及び生産物又は商品に於ける指圖證券』を商行爲とし和蘭商法四條二號は『手形に關する總ての行爲は人

に關係なく又指圖證券は商人に關する場合に限るに『商行爲とし白耳義商法二條七號は『指圖式及び無記名式の手形委託證券約束證券又は他の有價證券』に關する行爲を以て商行爲となす其他普魯西商法草案獨逸商法第一章案等は何れも手形法に依りて規定せられたる行爲を絕對的商行爲とせり(拙著商法總論七四頁)右に擧げたる立法例及草案に於て最も狭く規定したるものは手形に關する行爲のみを絕對的商行爲とし之に次ぐものは手形の外一定の制限の下に指圖式證券をも加へたり而して最も廣汎なる規定を設けたるは白耳義商法にして殆んど我商法の規定に對する學者の解釋に近しと雖も白耳義佛蘭西及び和蘭の商法に於ては我商法二六三條一號に相當すべき規定に於て有價證券を營利賣買の目的となすべき規定を缺けり白耳義及び和蘭商法に於て商法二六三條四號に相當すべき規定に於て手形以外に他の有價證券を加

へたるは營利賣買に關する規定を補充するの精神なりと解し得べし。

右の如く各國立法例を見るも我國の學者が主張するが如き廣汎なる規定を設けたるもの無く偶ま之に近きものあるもそれは特殊の理由に基けるものなり然るに獨り我國の商法のみが一般の立法例に反して手形其他商取引の目的たるべき總ての有價證券に關する行爲を商行爲と爲すの必要ありとするを得ず殊に各國立法例に於て手形に關する行爲を商行爲と爲したるは之に對して商法の規定を適用せんが爲めなり例へば何人が手形の振出裏書保證等の行爲を爲すも總て之に對し手形に關する規定を適用せんとするものなり從て或種の有價證券に關する行爲が商法又は其特別法に規定せられざる場合には之を絕對的商行爲と爲すの實益無きなり外國立法例の多數が我國の商法學者の説くが如き廣汎なる意義に於て有價證券に關する行爲を絕對的商行爲と

爲さざりしは此理由に基づくものと云ふべし。

第三、商業證券を通説の如く廣汎なる意義に解し商取引の目的たるべき證券を以て總て商業證券となし是等を目的とする行爲を商行爲なりとすれば商行爲の意義を不相當に擴張するの結果を生ずべし商法二六三條一號乃至三號の行爲は法の明文により又は其性質上營利の目的を以て爲すことを要すること疑を容れずと雖も四號の手形其他の商業證券に關する行爲が商行爲たるには營利の目的を有するを要せず例へば贈與の目的を以て手形を振出すも尙ほ其行爲は商行爲として商法の手形編の規定に従はざる可らず然らば株券社債又は公債證書等を贈與するも亦贈與は商行爲なるか親子兄弟等の間に於て爲す是等の證券の贈與を商行爲と解するの實益果して何くにかある之を商行爲と解して商法の如何なる規定を適用せんとするか或は曰はん株券社債券は如何なる場合と雖も其讓渡を會社其他の

第三者に對抗せんには之に取得者の氏名を記載せざる可らず此記載を要求せる商法の規定を適用せんが爲めに是等の證券に關する行爲を商行爲と爲すの必要ありと然れども右の如き行爲は假令商行爲に非ずとするも尙商法の規定に従はしむべきこと當然にして株式の引受は商行爲に非ざるも尙商法の規定に従ふことを要する所なし。

第四、商法二六三條及び二九二條に於て『手形其他の商業證券』なる文字を用ゐたるは手形が商業證券の適例なるが爲めなるか將た手形が商業證券なりや否や疑はしきが爲めなるか二者其一を出でざるべし商法の精神が後者にありとせば商業證券なりや否やの疑問を生ずべきもの手形以外に甚だ多かるべし商業證券を如何なる意義に解するも手形が其内に包含せらるべきこと疑を容れず果して然らば法律の精神は前者に在りと云はざる可らず即ち商法は手形を以て

商業證券の適例と認めたるものと云ふべきなり然るに通説の如く商業證券を以て商取引の目的たるに適する證券なりとすれば獨逸舊商法の如く國債券株券其他の商業證券と云ふべく手形其他の商業證券と云ふは當を得ざるべし蓋し商取引の目的たる點より云へば國債券株券の如きは最も完全に其性質を備へ手形の如きは寧ろ其下位に在るものなり然かも前述の如く商法は手形を以て商業證券の最適例と看做せることは各國立法例中は單に手形のみを數ふるか或は手形を主位に置きたるによりても明かなり故に商業證券とは通説の如く商取引の目的たるに適する證券又は商取引の目的たるを常とする證券にあらずして他の意義を有するものと云ふべし。

第五、吾人の考によれば商業證券とは手形を以て其適例となし略之と同一の規定に従ひて振出移轉取得等の行爲を爲し得べき有價證券を云ふ而して此意義に於ける商業證券は手形小切手

及商法二八二條により手形編の規定を準用せられたる有價證券即ち金錢其他の物又は有價證券の給付を目的とする有價證券を云ふ是等の證券に關する行為に就きては商法に規定あり且つ其主體の何人たるを問はず總て商法の規定に従はしむるは是等の證券に關する法律關係の統一上頗る必要なりと云ふべし故に商法は主體の商人なると否とを區別せず是等の證券に關する行為を絶對的商行爲と爲したるなり。

右の意義に於ける商業證券には株券を含まず蓋し株券は株主權を表彰するものにして金錢其他の物又は有價證券の給付を目的とするものに非ざればなり又記名式社債券を含まず何となれば記名社債の移轉に付きては商法二〇六條に特別の規定あり其移轉に手形の裏書に關する規定を準用すべきものに非ざればなり其外假令金錢其他の物又は有價證券の給付を目的とする有價證券と雖も特別法の規定によるべく商法二八二

條によりし手形編の規定を準用せざるものは商業證券にあらず。

或は云はん商法二七八條及び二七九條に無記名債權及び指圖債權に關する規定あり然らば即ち無記名式及び指圖式證券は總て商法に規定あるが故商業證券に非ずやと然れども右に擧たる商法の規定は何れも債務の履行に關する規定にして證券に關する規定にあらず故に右の規定によりて總ての無記名債權及び指圖債權を商業證券なりと云ふを得ず。

米價と投機

高城仙次郎

一、緒言

米價は昨年春期十六七圓臺の低位を保つて居つたのであるが、其後漸次昂騰し、遂に本年一月下旬に入りて未曾有の暴騰を告ぐるに至つた。即ち東京米穀取引所に於ける三月限相場は同月二十三日二十五圓〇四錢翌日二十五圓〇七錢の最高値を示して居る。農商務省は此暴騰を以て一派の仲買人の買占に基づくものと看做し、其翌二十五日津市の米穀仲買人岡半右衛門氏に對して戒告を與へたるは世人の記憶に新たなる所であるが、此戒告は殆んど全く其效なく、米價は其後益々騰貴した。於爰乎一方に於ては米價

の調節を呼號する者を輩出すると同時に、又一方に於ては米價の高低は自然的原因に依りて定まるものであつて人為的に之を調節すること不可能である論ずる者も少なくない。更に又岡半右衛門氏に對する農商務大臣の戒告の無効に終りし事實を根據として同大臣が徒らに米穀仲買人を威嚇して其業務を妨害するの非を鳴らす者あると同時に、昨年發布せられし所謂暴利調節令を以て微溫の方策なりとし更に進んで米穀の最高價格を設定し投機商の横暴を禁遏することを唱ふる論者もある。

是以外に米價暴騰の原因並に其調節に就きて種々の議論が唱へられて居るが、此等種々の所説は概ね米價に對する投機的作用と效用とに對する不完全なる研究又は理解に基いて居る様と思はれる。されば此機會を利用して最近の實狀を根據として米價と投機との關係に對する專説を述べて見たいと思ふ。